

胸部デジタル検診車賃貸借契約の一般競争入札の公告

大阪がん循環器病予防センター胸部デジタル検診車賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札を行うので公告する。

令和 4 年 8 月 1 日

公益財団法人大阪府保健医療財団

理事長 高杉 豊

1 入札に付する事項

(1) 契約者

公益財団法人大阪府保健医療財団 理事長 高杉 豊

(2) 品名及び数量

胸部デジタル検診車 1台

(3) 仕様等

①胸部デジタル検診車の仕様は別紙のとおり

②リース期間は、60ヶ月とする。

なお、リース期間終了後、購入選択権又は再リースのいずれかを選択することができる。

(4) リース期間

令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(5) 履行場所

大阪市城東区森之宮 1 丁目 6 番 107 号

大阪がん循環器病予防センター

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ 破産手続きの開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項に掲げる者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされてい

る者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- (3) 大阪府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 大阪府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事業所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 入札参加資格申請書類の提出日において3年以上の営業経験を有し、かつ、法人にあつては、参加を希望する契約業務を法人の目的としていることが、登記事項証明書（登記簿謄本）により確認できること。
- (7) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）に基づく逮捕、書類送検若しくは起訴又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和32年法律第54号）による勧告若しくは告発等、入札参加者等としてふさわしくない処分等の措置を受けている者でないこと。
- (8) この告示の日から入札執行の日までの期間において、次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 大阪府物品・委託役務関係入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者。
 - イ 大阪府暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者。
 - ウ 大阪府との契約において、談合等の不正行為があつたとして損害賠償請求を受けている者。ただし、参加資格確認申請書の提出日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。
- (9) 大阪府において、令和4・5・6年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格登録業者名簿中（以下に示す種目コード）のいずれかに登録されていること。
 - 医療機器賃貸（種目コード 163）、自動車賃貸（種目コード 164）なお、当該登録をなされていない者で、本件入札に参加を希望するものは、次により資格審査を申請することができる。
 - ア 資格審査に関する添付書類の提出場所及び問い合わせ先
 - 〒540-8570 大阪府中央区大手前二丁目
 - （電話 06-6944-6644）
 - 大阪府総務部契約局総務委託物品課資格審査グループ
 - イ 申請の方法
 - (ア) 大阪府電子調達システム
（https://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-nyuusatsu/index.html）において、必要な事項を入力し、送信する。
 - (イ) 添付書類は、郵送又は持参する。
 - ウ その他
 - 詳細は、イ(ア)の大阪府電子調達システムの説明による。

3 入札参加資格審査手続き

- (1) この入札に参加を希望する者は、(4)ウの規定する提出期間までに、次のアからオまでの書類を提出し、公益財団法人大阪府保健医療財団の確認を受けなければならない。

(提出書類等)

ア 一般競争入札参加資格申請書及び大阪府名簿公開入札参加資格一覧表(委託業務)の該当する部分の写し(必ず、登録業種がわかるコピーを添付すること。)

イ 契約(取引)実績調書

契約書等の写し(業務内容が確認できる仕様書等を含む)を添付又は発注者の証明を取得し提出すること。

ウ 直近の履歴事項全部証明書

エ 直近の労働保険料申告書(控え)の写し

雇用保険適用除外者も含めた全従業員数がわかること。

オ 封筒

一般競争入札参加資格申請に係る結果を郵送により通知するので、定形封筒に送付先を記載し切手84円分(普通郵送料)を添付すること。

(2) 期限までに申請書類を提出しない者及び入札参加資格があると認められなかった者は、この入札に参加することができない。

(3) 入札参加資格の確認の結果は、令和4年8月12日(金)に申請者に通知する。

(4) 申請書類の交付期間及び提出期間等

ア 交付期間

令和4年8月1日(月)から8月8日(月)午後3時までとする。

イ 交付方法

公益財団法人大阪府保健医療財団のホームページにより交付する。ホームページURL：<http://www.osaka-mf.jp/tender.html>

ホームページによるダウンロードが困難な場合は、当財団事務局総務課にて交付する。但し、土、日曜日及び祝日を除く午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで(8月8日は午後3時まで)とする。

ウ 提出期間

令和4年8月1日(月)から8月8日(月)までの午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。但し、土、日曜日及び祝日を除く。

エ 提出場所

〒536-0025 大阪市城東区森之宮1丁目6番107号

公益財団法人大阪府保健医療財団 大阪がん循環器病予防センター
4階事務局 総務課 TEL(06)6964-0666

オ 提出方法

提出書類は、必ず前記提出場所に持参するものとし、郵送又は電送による申請は認めない。

(5) 資格の有効期間は、資格を付与された日から、この入札により契約者が決定される日までとする。

4 入札の手続等

(1) 仕様書、契約書等及びその他資料の交付

ア 交付期間、交付方法は、3(4)ア、イによる。

(2) 入札に関する質問と回答

本件契約業務の仕様内容その他について質問がある場合は、質問の内容を簡潔にまとめ、指定の質問書に記入の上、令和4年8月8日(月)午後4時までにファックスの方

法により提出すること。なお、質問は、持参、郵送、メール及び電話によるものは受け付けない。回答は入札参加資格のあるものに対して令和4年8月12日（金）にファックスにて回答する。

ア 提出場所

公益財団法人大阪府保健医療財団 事務局総務課 FAX：(06) 6964-0665

(3) 入札の日時等

ア 日時

令和4年8月23日(火) 午前10時

イ 場所

大阪市城東区森之宮 1丁目6番107号

公益財団法人 大阪府保健医療財団 大阪がん循環器病予防センター 6階 研修室

ウ その他

入札書は、持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(4) 入札方法

落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 その他

(1) 入札保証金

大阪府保健医療財団財務規程第36条第2号の規定に該当する場合は免除する。

(2) 入札の無効

一般競争入札者の心得第8条に記載のとおり。

なお、当財団により入札参加資格を有すると認められた者であっても、入札時点において2に掲げる入札に参加する者に必要な資格を充たさない者のした入札は無効とする。

(3) 契約書の作成

契約書を作成する。

(4) 落札者の決定方法

入札を行った者の内、大阪府保健医療財団財務規程第39条の規定に基づいて定めた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合にあっては、当該入札書を提出した入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることを確保するため、当該入札者に照会するものとする。

その結果、一般競争入札者の心得第8条(12)(13)に該当すると認められた入札は無効となり契約することができない。

(5) 誓約書の提出の確認

落札者は、暴力団又は暴力団密接関係者でない等とする誓約書を提出すること。

(6) 契約保証金

ア 落札者は、大阪府保健医療財団財務規程第45条の規定により契約保証金を納めなければならない。

(ア) 納付期日

契約締結の日

(イ) 納付場所

大阪市城東区森之宮 1 丁目 6 番 107 号

公益財団法人 大阪府保健医療財団 事務局 総務課

イ 上記にかかわらず、大阪府保健医療財団財務規程第 46 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

(7) 暴力団等を排除する措置

本契約に係る業務を実施する者は、暴力団関係者から不当な要求を受けた場合は、警察への届出及び発注者への報告をしなければならない。

(8) 遵守事項

入札参加者は、本件公告の内容、契約書及び仕様書等を熟読し、かつ、それらを遵守すること。

(9)大阪府保健医療財団財務規程関係抜粋

第 35 条（入札保証金等）

競争入札に参加しようとする者は、その見積る契約金額の 100 分の 2 以上の入札保証金を納付しなければならない。

2 前項の規定による入札保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。この場合において、提供される担保の価値は、当該各号に定めるところによる。

(1) 国債又は地方債 額面金額又は登録金額

(2) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手 小切手金額

(3) 銀行が引受け、又は保証若しくは裏書きをした手形 手形金額

(4) 銀行に対する定期預金債権 当該債権の証書に記載された債権金額

3 落札者が契約しないときは、その者の納付に係る入札保証金（第 2 項の規定によりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、財団に帰属する。

第 36 条（入札保証金免除）

入札保証金は、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 保険会社との間に財団を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

第 39 条（落札者の決定）

買入れ、借入れ、請負等対価を支出する契約の場合は、予定価格以内であって、最低価格をもって入札をした者、売払い、貸付等対価を収入する契約の場合は、予定価格以上であって、最高価格をもって入札をした者を落札者とする。

2 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

3 落札者が契約を結ばない場合において、その入札で予定価格の制限の範囲内の価格（第 37 条第 2 項の規定により最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格）で申込みした者があるときは再度の入札の手続きをとらず前 2 項の規定により落札者となるべき者を順次に採用することができる。

第 45 条（契約保証金の納付等）

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 5 以上の契約保証金を納めなければならない。

2 第 35 条第 2 項及び第 3 項の規定は契約保証金の場合に準用する。

第 46 条（契約保証金の免除）

契約担当者は、競争入札又は随意契約の方法により契約を締結しようとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に財団を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約を締結する場合において、その者が過去2年の間に国(公庫及び公団を含む。)、地方公共団体、その他の公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (4) 普通財産又は物品を売払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されることとなるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。